

第106号議案

多摩市立複合文化施設等大規模改修工事の請負契約の締結についての議決事項の一部変更について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年9月1日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

提案理由

令和2年第2回多摩市議会定例会において議決を経た多摩市立複合文化施設等大規模改修工事の請負契約の締結について、下記の通り変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 件 名 | 多摩市立複合文化施設等大規模改修工事 |
| 2 契約の相手方 | 東京都港区元赤坂一丁目3番8号
鹿島・朝倉・中村建設共同企業体
常務執行役員支店長 風間 優 |
| 3 契約金額 | <u>変更前 金2,318,800,000円</u>
<u>変更後 金2,325,807,000円</u> |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用） |

変更の理由

令和2年3月1日以降に契約を行った工事に係る契約のうち、令和元年度公共工事設計労務単価を用いて予定価格を積算した工事の契約について、令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づき、契約金額を変更するものである。

第107号議案

多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う電気設備工事の請負契約の締結についての議決事項の一部変更について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年9月1日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

提案理由

令和2年第2回多摩市議会定例会において議決を経た多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う電気設備工事の請負契約の締結について、下記の通り変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 件 名 | 多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う電気設備工事 |
| 2 契約の相手方 | 東京都八王子市明神町二丁目24番6号
関電工・日本電力サービス建設共同企業体
執行役員支店長 中村 直樹 |
| 3 契約金額 | <u>変更前 金1, 122, 000, 000円</u>
<u>変更後 金1, 123, 243, 000円</u> |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用） |

変更の理由

令和2年3月1日以降に契約を行った工事に係る契約のうち、令和元年度公共工事設計労務単価を用いて予定価格を積算した工事の契約について、令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づき、契約金額を変更するものである。

第108号議案

多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う給排水衛生設備工事の請負契約の締結についての議決事項の一部変更について上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年9月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

令和2年第2回多摩市議会定例会において議決を経た多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う給排水衛生設備工事の請負契約の締結について、下記の通り変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 件 名 | 多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う給排水衛生設備工事 |
| 2 契約の相手方 | 東京都立川市柴崎町二丁目25番3号
八重洲・堤建設共同企業体
代表取締役 長谷川 福夫 |
| 3 契 約 金 額 | <u>変更前 金657,800,000円</u>
<u>変更後 金722,843,000円</u> |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用） |

変更の理由

令和2年3月1日以降に契約を行った工事に係る契約のうち、令和元年度公共工事設計労務単価を用いて予定価格を積算した工事の契約について、令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づき、契約金額を変更するものである。

また、工事内容について、今後の維持管理面の向上のために蒸気配管などの埋設配管ルートを見直し、併せて契約金額を変更するものである。

第109号議案

多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う空気調和設備工事の請負契約の締結についての議決事項の一部変更について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年9月1日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

提案理由

令和2年第2回多摩市議会定例会において議決を経た多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う空気調和設備工事の請負契約の締結について、下記の通り変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 件 名 | 多摩市立複合文化施設等大規模改修に伴う空気調和設備
工事 |
| 2 契約の相手方 | 東京都中央区新川一丁目17番21号
三建・西川建設共同企業体
常務執行役員 東京支店長 赤瀬 宏司 |
| 3 契 約 金 額 | <u>変更前 金1,401,400,000円</u>
<u>変更後 金1,410,255,000円</u> |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用） |

変更の理由

令和2年3月1日以降に契約を行った工事に係る契約のうち、令和元年度公共工事設計労務単価を用いて予定価格を積算した工事の契約について、令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づき、契約金額を変更するものである。